

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく 一般事業主行動計画

当社は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、行動計画を策定、実施する。

1. 計画期間 2026年 4月 1日 ~ 2029年 3月31日までの 3年間

2. 計画内容

(1) 数値目標

- ①管理職に占める女性比率を20%以上とするとともに、管理職候補（係長および課長代理）のうち、女性が占める比率を10%以上とする。
- ②有給休暇取得率を90%以上とする。

(2) 女性の活躍推進に関する取組内容

仕事と家庭の両立支援策を充実させるため、グループ会社と合同で育児と仕事の両立に関する座談会を継続して実施する。

2026年 4月～ 育児と仕事の両立座談会に関する検討（情報収集等）

2026年10月以降 育児と仕事の両立座談会の実施

2027年 3月頃 評価

（評価は毎年度実施し、その結果を踏まえて翌年度の改善策を検討する）

以 上